

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	スマートフォン検針情報ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市水道事業管理者	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道局総務部営業課	
4	個人情報ファイルの利用目的	検針業務受託者又は局職員が定時検針・精算検針・検針監査を行うために利用する。	
5	記録項目	1 お客様番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 使用人員、6 水道利用情報（用途、納区、転入・転出日等）、7 水道検針情報（検針日、メーター指針等）、8 給水装置情報、9 水道料金調定情報（調定水量、調定額等）	
6	記録範囲	本市と給水契約を結んでいる者	
7	記録情報の収集方法	利用者からの申し込み	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	1 ヴェオリア・ジェネッツ(株)、2 第一環境(株)、3 (株)日本ウォーターテックス、4 K D D I (株)	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）水道局総務部営業課 （所在地）〒060-0041 札幌市中央区大通東 11 丁目 23	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	顧客管理情報ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市水道事業管理者	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道局総務部営業課	
4	個人情報ファイルの利用目的	水道利用者の顧客情報を一元的に管理する。	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 居住人数、5 水道利用情報（転入日、転出日等）、6 水道料金支払口座情報、7 水道料金支払クレジットカード情報、8 水道検針情報（検針日等）、9 給水装置情報、10 水道料金調定情報（利用額等）、11 水道料金請求情報（請求額等）、12 水道料金収納情報（収納有無等）13 水道料金滞納情報（滞納額等）、14 メールアドレス、15 対応記録情報（対応日等）	
6	記録範囲	1 本市にて上下水道どちらか又は両方を利用している者、2 水道局、業務受託者に問合せをした者	
7	記録情報の収集方法	1 利用者からの申し込み、2 問合せ先からの申し出	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	1 株式会社 NTT ネクシア、2 ヴェオリア・ジェネッツ(株)、3 第一環境(株)、4 (株)日本ウォーターテックス、5 (株)日立製作所	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政情報課	
		(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 水道局総務部営業課	
		(所在地) 〒060-0041 札幌市中央区大通東 11 丁目 23	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
19	備考	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	上下水道料金情報ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市水道事業管理者	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道局総務部営業課	
4	個人情報ファイルの利用目的	水道料金の調定、請求に係る事務で利用する	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 居住人数、5 水道利用情報（転入日、転出日等）、6 水道料金支払口座情報、7 水道料金支払クレジットカード情報、8 水道検針情報（検針日等）、9 給水装置情報、10 下水装置情報、11 水道料金調定情報（利用額等）、12 水道料金請求情報（請求額等）、13 水道料金収納情報（収納有無等）、14 水道料金滞納情報（滞納額等）	
6	記録範囲	本市にて上下水道どちらか又は両方を利用している者	
7	記録情報の収集方法	利用者からの申し込み	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	1 ヴェオリア・ジェネッツ(株)、2 第一環境(株)、3 (株)日本ウォーターテックス、4 札幌協、5 (株)HBA、6 (株)電算システム、7 (株)DGフィナンシャルテクノロジー、8 (株)アウトソーシングトータルサポート、9 B I P R O G Y (株)	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政情報課	
		(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 水道局総務部営業課	
		(所在地) 〒060-0041 札幌市中央区大通東 11 丁目 23	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	—	

	案をすることができる期間	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－
19	備考	